

山口県報

令和8年
3月31日
(火曜日)

目 次

○公告

令和八年度山口県予算の要領の公表(財政課) 一

令和七年度山口県補正予算の要領の公表(財政課) 二



(二二四) 令和八年度山口県予算の要領の公表

令和八年三月山口県議会定例会で議決された令和八年度山口県予算の要領は、次のとおりです。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村 岡 誠 政

令和八年度山口県一般会計予算

令和八年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ786,294,830千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為

をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	税	歳	項	入	金額
1	県	1	県	税	198,827,267
		2	事	業	60,057,735
		3	地	方	48,310,887
		4	不	動	62,228,486
		5	県	た	2,962,934
		6	バ	ル	1,510,000
		7	軽	油	432,000
		8	自	動	6,348,061
		9	区	車	16,821,164
		10	敏	区	6,000
		11	狩	猟	10,000
		12	産	業	140,000
		13	廃	棄	10,000
		14	物	税	606,000
2	利	1	子	割	606,000
			清	算	
3	地	1	方	消	80,486,000
			費	税	80,486,000
			清	算	
4	地	1	方	消	32,656,000
			費	税	32,656,000
			清	算	
			与	税	30,286,000
			特	別	1,951,000
			法	人	
			事	業	
			譲	与	
			税		

報 告 書

7	商 工 業 費	1 農 業 費 2 畜 産 費 3 農 地 費 4 林 業 費 5 水 産 費	11,647,326 891,605 11,441,823 7,361,779 6,482,637
8	土 木 費	1 商 業 費 2 工 敏 業 費 3 観 光 費	87,860,744 3,650,106 83,179,615 1,031,023 71,632,675
9	警 察 費	1 管 理 費 2 道 路 橋 り よ う 費 3 河 川 海 岸 費 4 港 湾 計 画 費 5 都 市 画 費 6 住 宅 費	7,237,133 31,670,346 17,444,845 7,806,417 4,772,863 2,701,071
10	教 育 費	1 警 察 管 理 費 2 警 察 活 動 費	42,277,313 39,857,480 2,419,833 153,285,095
11	災 害 復 旧 費	1 教 育 総 務 費 2 小 学 校 費 3 中 学 校 費 4 高 等 学 校 費 7 特 別 支 援 学 校 費 8 社 会 教 育 費 9 保 健 体 育 費 10 大 学 費 11 学 事 費	23,968,255 39,328,614 24,397,793 28,818,026 14,144,483 1,623,015 4,184,821 3,116,911 13,703,177 6,361,285
12	公 債 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 4 学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	1,620,708 4,580,577 160,000 85,878,437

13	諸 支 出 金	1 公 債 費 2 利 子 割 清 算 金 3 地 方 消 費 税 清 算 金 4 利 子 割 交 付 金 5 配 当 割 交 付 金 6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 7 法 人 事 業 税 交 付 金 8 地 方 消 費 税 交 付 金 9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	85,878,437 112,421,000 790,000 62,614,000 513,000 1,723,000 2,317,000 3,576,000 40,585,000 303,000 200,000 200,000
14	予 備 費	1 予 備 費 合 計	786,294,830

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 農業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が [※] 行う利子補給	令和8年度から令和28年度まで	(1) 令和8年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。	
2 漁業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が [※] 行う利子補給	令和8年度から令和28年度まで	(1) 令和8年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、1,800,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。	
3 公害防止施設整備資金に対する利子補給	令和8年度から令和17年度まで	(1) 令和8年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする額とする。	
4 産業廃棄物処理施設整備資金に対する利子補給	令和8年度から令和17年度まで	(1) 令和8年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。	
5 省・創・蓄エネ施設整備資金に対する利子補給	令和17年度から令和23年度まで	(1) 令和8年度の利子補給の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。	
6 漁業経営維持安定資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が [※] 行う利子補給	令和8年度から令和23年度まで	(1) 令和8年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。	

7 漁業経営再建資金の融通に係る利子補給	令和8年度から令和23年度まで	(1) 令和8年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000千円とする。補給額は、年0.15%を限度とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.15%を限度とする。
8 新規拠農資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和8年度から令和23年度まで	(1) 令和8年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
9 農業経営基盤強化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和8年度から令和19年度まで	(1) 令和8年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,000,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
10 農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給	令和8年度から令和23年度まで	(1) 令和8年度の利子補給の対象とする融資の総額は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7%を限度とする。
11 畜産経営体質強化支援資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和8年度から令和33年度まで	(1) 令和8年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、200,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.24%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
12 森林整備活性化資金の融通に係る利子補給	令和8年度から令和38年度まで	(1) 令和8年度の利子補給の対象とする融資の総額は、29,973千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする。
13 生活福祉資金に対する利子補給	令和8年度から令和16年度まで	(1) 令和8年度の利子補給の対象とする融資の総額は、5,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年0.5%を限度とする。
14 漁業経営高度化促進支援資金(取組促進資金)の融通に係る利子補給	令和8年度から令和18年度まで	(1) 令和8年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする。
15 漁船漁業運転資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和8年度から令和15年度まで	(1) 令和8年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、240,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
16 日本政策金融公庫貸付金に対する損失補償	令和8年度から	日本政策金融公庫が令和8年度に融資総額78,782千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場において、その元金の最終償還を要請求した場合には公庫の指定する期日を最終償還を要請求した場において、その元金の最終償還を要請求した期日を最終償還を要請求した期日とし、最終償還を要請求した期日と異なる場合には、その元金の最終償還を要請求した期日を最終償還を要請求した期日とする。

17 公益財団法人やまぐち農林振興公社に対する業務振興の買付けを行った金融機関等に対する損失補償	令和8年度から令和19年度まで	(1) 日本政策金融公庫が令和8年度に融資総額78,782千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場において、その元金の最終償還を要請求した場合には公庫の指定する期日を最終償還を要請求した期日を最終償還を要請求した期日とし、最終償還を要請求した期日と異なる場合には、その元金の最終償還を要請求した期日を最終償還を要請求した期日とする。
18 小規模企業等設備貸付事業資金に係る公益財団法人やまぐち農林振興財団に対する損失補償	令和8年度から令和18年度まで	(1) 公益財団法人やまぐち農林振興財団が令和8年度に融資した場において、その元金の最終償還を要請求した場合には公庫の指定する期日を最終償還を要請求した期日を最終償還を要請求した期日とし、最終償還を要請求した期日と異なる場合には、その元金の最終償還を要請求した期日を最終償還を要請求した期日とする。
19 漁業経営回復支援特別信用基金協会の損失補償	令和8年度から令和10年度まで	(1) 全国漁業信用基金協会が令和8年度に300,000千円を限度として貸し付けを行う漁業経営回復支援特別信用基金に係る債務保証により受け付ける損失の相当額。
20 新事業活動支援設備貸付事業に係る公益財団法人やまぐち農林振興財団に対する損失補償	令和8年度から令和18年度まで	(1) 公益財団法人やまぐち農林振興財団が令和8年度に融資した場において、その元金の最終償還を要請求した場合には公庫の指定する期日を最終償還を要請求した期日を最終償還を要請求した期日とし、最終償還を要請求した期日と異なる場合には、その元金の最終償還を要請求した期日を最終償還を要請求した期日とする。
21 経営安定支援資金(経営安定信用保証協会の保証)に対する損失補償	令和8年度から令和18年度まで	(1) 山口県信用保証協会が令和8年度に6,000,000千円を限度として貸し付けを行う経営安定支援資金(経営安定信用保証協会の保証)に係る債務保証により受け付ける損失の70/100に相当する額。
22 経営安定支援資金(経営安定信用保証協会の保証)に対する損失補償	令和8年度から令和18年度まで	(1) 山口県信用保証協会が令和8年度に2,000,000千円を限度として貸し付けを行う経営安定支援資金(経営安定信用保証協会の保証)に係る債務保証により受け付ける損失の70/100に相当する額。
23 経営安定支援資金(原簿高騰対応信用保証)に対する損失補償	令和8年度から令和18年度まで	(1) 山口県信用保証協会が令和8年度に6,000,000千円を限度として貸し付けを行う経営安定支援資金(原簿高騰対応信用保証)に係る債務保証により受け付ける損失の70/100に相当する額。

52	委託訓練の実施に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和 8 年度から令和 10 年度まで	186,165 千円
53	県営かんがい排水改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(新開作地区排水機)	令和 8 年度から令和 9 年度まで	300,000 千円
54	〃	令和 8 年度から令和 9 年度まで	180,000 千円
55	〃	令和 8 年度から令和 9 年度まで	180,000 千円
56	(狩音 / 期地区ダム 2 号) 経営体育成基盤整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。(王喜東地区 3 場整備)	令和 8 年度から令和 9 年度まで	200,000 千円
57	〃	令和 8 年度から令和 9 年度まで	200,000 千円
58	〃	令和 8 年度から令和 9 年度まで	200,000 千円
59	(王喜白崎地区 3 場整備)	令和 8 年度から令和 9 年度まで	200,000 千円
60	〃	令和 8 年度から令和 9 年度まで	200,000 千円
61	(内日北第 / 地区 3 場整備) 県営老朽ため地整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和 8 年度から令和 10 年度まで	200,000 千円
62	(入野地区) 県営海岸保全施設整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。(大江地区排水機製作据付工事)	令和 8 年度から令和 9 年度まで	300,000 千円
63	潜水防除事業の年度を越える工事を一括契約すること。(北之江地区排水機製作)据付工事	令和 8 年度から令和 10 年度まで	300,000 千円
64	2050 年の森林・林業体験学習館等整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和 8 年度から令和 9 年度まで	359,837 千円
65	流域保全総合治山事業の年度を越える工事を一括契約すること。(倉山区)	令和 8 年度から令和 9 年度まで	88,000 千円
66	国際総合センター昇降機設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。(東側)	令和 8 年度から令和 9 年度まで	58,754 千円
67	〃	令和 8 年度から令和 9 年度まで	107,576 千円
68	(国際貿易ビル西側) 車両整備事業の年度を越える動産の買入れを一括契約すること。	令和 8 年度から令和 9 年度まで	37,400 千円
69	交通安全施設整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。(国道 491 号)	令和 8 年度から令和 9 年度まで	190,000 千円
70	交通安全施設整備事業の年度を越える工事について西日本旅客鉄道株式会社と協定すること。(県道小郡三隅線)	令和 8 年度から令和 11 年度まで	2,716,000 千円
71	道路災害防除事業の年度を越える工事を一括契約すること。(県道山口宇部線小郡トシネル)	令和 8 年度から令和 9 年度まで	150,000 千円
72	道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(国道 490 号 7 号橋下部)	令和 8 年度から令和 9 年度まで	304,500 千円
73	〃	令和 8 年度から令和 9 年度まで	304,500 千円
74	(国道 490 号 8 号橋下部) 工	令和 8 年度から令和 9 年度まで	490,000 千円
	(県道岩国玖珂線橋梁上) 部工	令和 8 年度から令和 9 年度まで	490,000 千円

75	〃 (県道大島環状線)	令和8年度から 令和9年度まで	600,000千円
76	〃 (県道油田港線)	令和8年度から 令和9年度まで	230,000千円
77	〃 (県道下関川棚線)	令和8年度から 令和9年度まで	190,000千円
78	道路改良事業の年度 を越える用地取得等を 一括契約すること。 (県道防府徳地線)	令和8年度から 令和12年度まで	800,000千円
79	防衛施設周辺道路路 整事業の年度を越えるこ と。一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	320,702千円
80	単独道路改良事業の 年度を越えること。佐 田(県道田万川須線)	令和8年度から 令和9年度まで	89,250千円
81	橋りょう補修事業の 年度を越えること。電 橋(国道262号不動電橋)	令和8年度から 令和9年度まで	185,000千円
82	広域河川改修事業の 年度を越えること。一 括契約すること。(厚東川)	令和8年度から 令和9年度まで	105,000千円
83	〃 (中川)	令和8年度から 令和9年度まで	105,000千円
84	〃 (有柳川)	令和8年度から 令和9年度まで	241,500千円
85	〃 (田万川)	令和8年度から 令和9年度まで	68,250千円
86	河川工作物関連応急 対策事業の年度を越 えること。一括契約す ること。(大内川排水機 場)	令和8年度から 令和10年度まで	500,000千円
87	〃 (梅田川排水機場)	令和8年度から 令和10年度まで	380,000千円
88	堰堤改良事業の年度 を越えること。(屋代 ダム)	令和8年度から 令和9年度まで	90,000千円

89	堰堤修繕事業の年度 を越えること。一括 契約すること。(向道 ダム)	令和8年度から 令和9年度まで	300,000千円
90	港湾既存施設有効活 用促進事業の年度を越 えること。一括契約す ること。(徳山下松港)	令和8年度から 令和9年度まで	330,000千円
91	海岸防災事業の年度 を越えること。一括契 約すること。(由宇港)	令和8年度から 令和9年度まで	168,000千円
92	〃	令和8年度から 令和9年度まで	231,000千円
93	(三田尻中関港前町排水 機場工事)	令和8年度から 令和9年度まで	231,000千円
94	(三田尻中関港岸津排水 機場工事)	令和8年度から 令和9年度まで	338,383千円
95	空港建設事業の年度 を越えること。一括契 約すること。(山口宇部 空港)	令和8年度から 令和9年度まで	158,550千円
96	都市計画街路整備事 業の年度を越えること。 (泉町平川線上部工)	令和8年度から 令和10年度まで	479,850千円
97	都市公園整備事業の 年度を越えること。一 括契約すること。(維新 百年記念公園)	令和8年度から 令和9年度まで	420,000千円
98	〃	令和8年度から 令和9年度まで	1,299,470千円
99	(山口きらら博記念公園) 単独都市公園整備事 業の年度を越えること。 一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	348,780千円
100	単独都市公園整備に 係る業務委託の年度を 越えること。一括契約 すること。	令和8年度から 令和9年度まで	414,144千円
101	(山口きらら博記念公園) 単独住宅建設事業等 の年度を越えること。 一括契約すること。(中 高層耐火構造)	令和8年度から 令和9年度まで	1,286,989千円

1/02 警察本部庁舎非常用発電設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から令和10年度まで	767,800千円			
1/03 周南警察署建設に係る工事を一括契約すること。	令和8年度から令和11年度まで	370,909千円			
1/04 免許試験用車両(大型一種)の年度を越える借入れを一括契約すること。	令和8年度から令和14年度まで	23,334千円			
1/05 運転免許試験用車両(大型二種)の年度を越える借入れを一括契約すること。	令和8年度から令和15年度まで	45,187千円			
1/06 県立岩国工業高等学校不備工事の一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	73,619千円			
1/07 県立田布施建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	978,543千円			
1/08 県立山口高等学校舎外壁改修事業の一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	145,603千円			
1/09 県立宇部中央高等学校高圧受変電設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	59,497千円			
1/10 県立下関中等教育学校空調設備改修事業を一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	111,997千円			

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等維持管理事業	983,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内の特別のものは、ただし協議して定める条件による。
合同庁舎等管理事業	37,000			
防災体制整備拡充事業	43,000			
地域振興対策事業	1,819,000			
輸送力増強対策事業	5,000			
政策企画推進事業	84,000			

集中管理自動車運営事業	18,000
聴覚障害者情報提供施設運営事業	17,000
障害者自立支援対策事業	108,000
身体障害者福祉センター運営事業	26,000
老人福祉施設整備事業	204,000
社会福祉行政指導事業	104,000
地方改善施設整備事業	26,000
児童自立支援施設運営事業	11,000
児童相談所事業	18,000
児童心理治療施設整備事業	107,000
児童福祉施設整備事業	114,000
山口県児童センター運営事業	7,000
被災者生活再建支援事業	513,000
健康増進推進事業	83,000
環境推進事業	117,000
単独自然公園整備事業	27,000
保健所運営事業	23,000
萩看護学校運営事業	31,000
畜犬指導事業	26,000
自然保護啓発事業	35,000
県営かんがい排水改良事業	237,000
広域営農団地農道整備事業	60,000
基幹農道整備事業	3,000
経営体育成基盤整備事業	825,000

県営中山間地域総合整備事業	38,000			漁業取締事業	1,000		
団体営土地改良事業	11,000			漁港維持管理事業	1,000		
県営農村振興総合整備事業	36,000			農業生産総合対策事業	81,000		
ふるさと農道緊急整備事業	98,000			下関漁港地方卸売市場特別会計繰出金	111,000		
県営老朽ため池整備事業	416,000			広域畜産総合対策事業	15,000		
団体営農地防災事業	47,000			農林総合技術センター運営事業	57,000		
地すべり対策事業(農林)	38,000			農業大学校事業	57,000		
県営海岸保全施設整備事業	91,000			国際総合センター運営事業	228,000		
湛水防除事業	48,000			舗装補修事業	82,000		
国営農地再編整備事業負担金	117,000			道路災害防除事業	777,000		
民有林森林計画事業	205,000			単独道路舗装事業	749,000		
広域基幹林道開設事業	81,000			単独道路災害防除事業	216,000		
ふるさと林道緊急整備事業	78,000			単独路側整備事業	86,000		
一般治山事業	819,000			道路改良事業	1,818,000		
保安林改良事業	15,000			単独道路改良事業	2,879,000		
保全林整備事業	15,000			道路直轄事業負担金	5,361,000		
林地荒廃防止事業	3,000			交通安全施設整備事業(道路管理者分)	441,000		
小規模治山事業	45,000			単独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	721,000		
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	55,000			橋りょう補修事業	2,876,000		
漁港漁場機能高度化事業	61,000			単独橋りょう補修事業	9,000		
漁港海岸保全施設整備事業	164,000			広域河川改修事業	940,000		
漁港海岸環境整備事業	11,000			河川情報基盤緊急整備事業	158,000		
栽培漁業公社運営事業	1,000			周防高潮対策事業	1971,000		
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	102,000			河川工作物関連応急対策事業	301,000		

山 口 県 報		(号 外-32)	
河川災害関連事業	267,000		
単独河川改修事業	1,402,000		
自然災害防止事業(河川)	137,000		
河川直轄事業負担金	180,000		
深川川総合開発事業	428,000		
ダム建設実施調査事業	477,000		
堰堤改良事業	92,000		
堰堤修繕事業	170,000		
高潮対策事業	156,000		
侵食対策事業	41,000		
自然災害防止事業(海岸)	18,000		
土木諸事業	36,000		
通常砂防事業	1,282,000		
災害関連緊急砂防事業	34,000		
地すべり対策事業(建設)	153,000		
災害関連緊急地すべり対策事業	73,000		
急傾斜地崩壊対策事業	629,000		
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	115,000		
砂防災害関連事業	99,000		
単独砂防改良事業	57,000		
自然災害防止事業(砂防)	378,000		
港湾改修事業	198,000		
港湾既存施設有効活用促進事業	199,000		
港湾環境整備事業	9,000		
港湾直轄事業負担金	1,748,000		
単独港湾改修事業	111,000		
海岸防災事業	619,000		
空港建設事業	360,000		
都市計画街路整備事業	385,000		
単独都市計画街路整備事業	500,000		
都市公園整備事業	340,000		
単独都市公園整備事業	527,000		
公営住宅建設事業	563,000		
車両整備事業	11,000		
防府警察署建設事業	558,000		
周南警察署建設事業	248,000		
駐在所等改築事業	102,000		
交通事故防止施設総合整備事業	316,000		
一般管理事業	238,000		
機動力等整備事業	5,000		
校舎改築事業	2,188,000		
大規模改造事業	718,000		
施設改造事業	111,000		
産業教育設備事業	180,000		
青少年健全育成施設整備事業	145,000		
博物館運営事業	27,000		
教育研究所管理運営事業	39,000		
教育庁運営事業	1,113,000		

財産管理事業	348,000		
施設整備事業	146,000		
県立大学整備事業	762,000		
私立高校等施設整備事業	21,000		
土木過年補助災害復旧事業	339,000		
土木過年単独災害復旧事業	2,000		
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000		
土木現年単独災害復旧事業	70,000		
補助港湾災害復旧事業	124,000		
県立学校施設災害復旧事業	60,000		
治山施設災害復旧事業	2,000		
県有施設災害復旧事業	100,000		
計	47,318,000		

令和8年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和8年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,199千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	歳	項	入	金	額			
1 繰	入	金		230	230			
		1 他	会	計	繰	入	金	230
2 繰	越	金		44,348	44,348			
		1 繰	越	金	44,348			

報 告 書

3 諸	収	入		23,621								
		1 貸	付	金	元	利	収	入	23,621			
			合	計	出				68,199			
		1 母	子	父	子	寡	婦	福	祉	資	金	額
												68,199
												68,199
												68,199

令和8年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ476,087千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表

地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	歳	項	入	金	額				
2 繰	入	金		145,913	145,913				
		1 他	会	計	繰	入	金	145,913	
3 繰	越	金		1,697	1,697				
		1 繰	越	金	253,477				
		1 貸	付	金	元	利	収	入	241,868
			2 雑	入	11,609				
			1 県	債	75,000				
			1 合	計	債	75,000			
					出	476,087			

報 告 書

款	項	金額		
1	中小企業近代化資金	476,087		
	1 中小企業設備近代化資金	386,177		
	2 中小企業高度化資金	89,910		
	歳 出 合 計	476,087		
第2表 地 方 債 (単位 千円)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算貸付方法による。	年8.0%以内	国の定める方法による。

令和8年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

令和8年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
 - 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ411,709千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 - (地方債)
 - 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。
 - (一時借入金)
 - 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。
 - (歳出予算の流用)
 - 第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- 第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)
- | 款 | 項 | 入 | 金 額 |
|---|---|---|-----|
|---|---|---|-----|

1	分担金及び負担金	1	負担金	9,074
2	使用料及び手数料	1	使用料	89,605
5	繰入金	1	他会計繰入金	192,135
6	繰越金	1	繰越金	1
7	諸収入	1	延滞入金	90,894
		3	雑入金	1
8	県債	1	県債	30,000
	歳 入 合 計	1	計 出	411,709

款	項	金額
1	下関漁港地方卸売市場費	411,709
	2 市場管理費	411,709
	歳 出 合 計	411,709
第2表 地 方 債 (単位 千円)		

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市 場 整 備 事 業	30,000	証書借入金又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のもの、ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
			ただし、直視し、利率の見直しを行い、直視後、当該利率による。	

令和8年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和8年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,772千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳	入	歳	出	歳	入	歳	出	金	額
3	繰	越	金	1	繰	越	金	109,254	
4	諸	収	入	1	貸	付	金	13,518	
				2	雑	計	入	118	
				合	計	入		122,772	

1 林業・木材産業改善資金

(歳入歳出予算)

1	林業・木材産業改善資金	1	林業・木材産業改善資金	122,772
合	計	出	計	122,772

令和8年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和8年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,388千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳	入	歳	出	歳	入	歳	出	金	額
3	繰	越	金	1	繰	越	金	99,149	
4	諸	収	入	1	貸	付	金	2,239	
				合	計	入		101,388	

歳 出

1 沿岸漁業改善資金

101,388

1 沿岸漁業改善資金 101,388

令和8年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

令和8年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,667,754千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳	入	歳	出	歳	入	歳	出	金	額
1	事	業	収	入	1	事	業	収	入
				1	他	会	計	繰	入
2	繰	越	金	1	繰	越	金	3,665,725	
3	繰	越	金	1	繰	越	金	2,028	
				合	計	出		3,667,754	

1 事業収入

3,665,725

2 繰越金 2,028

3 繰越金 1

1 当せん金付証券発売事業費 3,667,754

1 発行諸費 2,028

2 繰越金 3,665,726

令和8年度収入証紙特別会計予算

令和8年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,774,166千円と定める。

第1表 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,774,166千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳入	歳入	金額
1 証券収入	1 証券収入	1,774,165
2 繰越金	1 繰越金	1,774,165
歳入	合計	1,774,166
歳出	歳出	金額
1 繰越金	1 繰越金	1,774,166
歳出	合計	1,774,166

令和8年度土地取得事業特別会計予算

令和8年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ267,780千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳入	歳入	金額
1 財産収入	1 財産運用収入	267,779
2 繰越金	2 財産売却収入	759
歳入	合計	267,020
歳出	歳出	金額
1 繰越金	1 繰越金	1
歳出	合計	267,780
1 土地取得事業費	1 土地取得事業費	267,780

令和8年3月31日 火曜日

3 産業団地管理費 264,829
 4 分譲宅地管理費 2,951
 合計 267,780

令和8年度公債管理特別会計予算

令和8年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ150,897,717千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

歳入	歳入	金額
1 繰入金	1 他会計繰入金	85,635,931
2 県債	1 県債	65,261,786
歳入	合計	150,897,717
歳出	歳出	金額
1 公債費	1 公債費	150,897,717
歳出	合計	150,897,717

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	65,261,786	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし借り入れ資金	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし特別のものは条 件による。

令和8年度港湾整備事業特別会計予算

令和8年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,182,082千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金額
1	使用料及び手数料	1 使用料	1,628,148
2	寄付金	1 寄付金	637,299
3	繰入金	1 繰入金	1
4	諸収入	1 雑収入	223,134
5	県債	1 県債	693,500
		1 合計	3,182,082
	款	項	金額
1	港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	3,182,082
		1 合計	3,182,082

について、直ちに利率の見直しを行うた後、当該利率は、当該利率による。

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	693,500	証券借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦、30年以内のもの、ただし、特別に定める条件による。

令和8年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

令和8年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,464,654千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金額
1	分担金及び負担金	1 負担金	268,490
2	諸収入	1 貸付金元利収入	812,064
3	県債	1 県債	1,384,100
		1 合計	2,464,654

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立病院機構貸付金	1,384,100	証書借入金又は証券発行	年8.0%以内 ただし借入利率については、当該利率をのりついで、直ちに借入先と協議して定める。	元金均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものには条件による。

令和8年度就農支援資金特別会計予算

報 告 書

口 占

火曜日 令和8年3月31日

令和8年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,288千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	入	金額
2 繰入金	1 他会計繰入金	350	350
3 繰越金	1 繰越金	10,074	10,074
4 諸収	1 貸付金元利収入	4,864	4,864
	2 雑計	50	50
	合計	15,288	15,288

(単位 千円)

款	項	金	金額
1 就農支援資金	1 就農支援資金	15,288	15,288
	合計	15,288	15,288

令和8年度国民健康保険特別会計予算

令和8年度山口県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ129,199,521千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	31,823,036	31,823,036
2 国庫支出金	1 国庫負担金	32,456,038	32,456,038
	2 国庫補助金	20,595,042	20,595,042
	1 国庫補助金	11,860,996	11,860,996
4 前期高齢者交付金	1 前期高齢者交付金	55,308,958	55,308,958
5 共同事業交付金	1 共同事業交付金	375,946	375,946
6 財産収入	1 共同事業交付金	375,946	375,946
	1 財産運用収入	16,773	16,773
8 繰入金	1 他会計繰入金	6,819,263	6,819,263
	2 基金繰入金	6,491,977	6,491,977
9 繰越金	2 基金繰入金	327,286	327,286
		2,394,929	2,394,929

令和8年度産業団地整備事業特別会計予算

令和8年度山口県の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ324,563千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	出	金額
1	分担金及び負担金	1	負担金	23,500
3	繰入金	1	他会計繰入金	1,063
6	県債	1	県債	300,000
			計	300,000
			出	324,563
	款		項	金額
1	産業団地整備事業費	1	産業団地整備事業費	324,563
	歳出	1	計	324,563

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
産業団地整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (小間防地区)	令和8年度から令和10年度まで	2,930,000千円

歳	入	出	金額	
10	諸収入	1	繰越金	2,394,929
	歳入	5	雑計	4,578
			歳	4,578
			出	129,199,521
1	総務費		金額	37,107
		1	総務管理費	36,708
		2	運営協議会費	399
2	保険給付費等交付金	1	保険給付費等交付金	103,938,008
3	後期高齢者支援金等	1	後期高齢者支援金等	103,938,008
				15,607,880
4	前期高齢者納付金等	1	後期高齢者支援金等	15,607,880
				40,670
5	介護納付金	1	前期高齢者納付金等	40,670
				4,775,004
6	病床転換支援金等	1	介護納付金	4,775,004
				14
7	子ども・子育て支援納付金	1	病床転換支援金等	14
				1,572,214
8	共同事業拠出金	1	子ども・子育て支援納付金	1,572,214
				376,065
9	財政安定化基金支出金	1	共同事業拠出金	376,065
				296,602
10	保健事業費	1	財政安定化基金支出金	296,602
				150,000
11	基金積立金	1	保健事業費	150,000
				2,016,773
13	諸支出金	1	基金積立金	2,016,773
				386,895
14	繰出金	1	償還金及び還付加算金	386,895
				2,289
			繰出	2,289
			計	129,199,521

令和8年3月31日 火曜日

第3表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業団地整備事業	300,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内ただし、借り手側で資金調達を行う場合は、当該見直し後、直ちに直率による。	満期一括10年以内ただし、特別のものには条件による。

令和8年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総販売電力量 145,233,000KWH

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 電気事業収益	2,519,480千円	
第1項 営業収益	2,433,209千円	
第2項 附帯事業収益	11,369千円	
第3項 財務収益	20,462千円	
第4項 事業外収益	54,437千円	
第5項 特別利益	3千円	
	支	出
第2款 電気事業費用	2,355,845千円	
第1項 営業費用	2,259,666千円	
第2項 附帯事業費用	92,671千円	
第3項 財務費用	1千円	
第4項 事業外費用	504千円	

第5項 特別損失 3千円
第6項 予備費 3,000千円
(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,125,038千円は、過年度分損益勘定留保資金1,013,432千円、減價積立金2,073千円及び当年度資本的収支調整額109,533千円で補てんするものとする。)

第3款 資本的収入	収入	
第3項 資本剰余金	103,594千円	
第4項 固定資産収入	89,092千円	
第5項 雑収入	1千円	
	支出	
第4款 資本的支出	1,228,632千円	
第2項 改良費	1,223,458千円	
第3項 投資	1千円	
第4項 償還	2,073千円	
第6項 補助金返還	100千円	
第8項 予備費	3,000千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度	額
生見川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	44,138千円	
小瀬川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	144,581千円	
末武川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	198,000千円	
末武川発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	25,000千円	
佐波川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から令和12年度まで	2,500,000千円	

小水力発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	30,000千円
-------------------------------	----------------	----------

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附带事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 424,315千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和8年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 568,321,700m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 7,545,165千円

第1項 営業収益 6,761,761千円

第2項 営業外収益 783,401千円

第5項 特別利益 3千円

支出

第2款 工業用水道事業費用 6,798,160千円

第1項 営業費用 6,602,434千円

第2項 営業外費用 185,723千円

第5項 特別損失 3千円
第6項 子備費 10,000千円
(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,807,974千円は、過年度分損益勘定留保資金5,238,137千円及び当年度資本的収支調整額569,837千円で補てんするものとする。)

第3款 資本的収入 1,740,498千円

第1項 企業債 1,370,000千円

第4項 資本剰余金 243,666千円

第5項 固定資産収入 1千円

第6項 雑収入 126,831千円

支出

第4款 資本的支出 7,548,472千円

第2項 改良費 6,458,208千円

第3項 投資 1千円

第4項 償還金 1,077,720千円

第6項 補助金返還金 2,543千円

第7項 子備費 10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(工区)	令和8年度から令和9年度まで	52,794千円
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(電気機器工事2工区)	令和8年度から令和9年度まで	30,670千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(送水管布設工事1工区)	令和8年度から令和9年度まで	70,000千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(送水管布設工事2工区)	令和8年度から令和9年度まで	220,000千円

周南工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(送水管布設工事3工区)	令和8年度から令和9年度まで	50,000千円
周南工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(送水管布設工事4工区)	令和8年度から令和9年度まで	15,000千円
周南工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(電気機器及び計装設備工事)	令和8年度から令和9年度まで	66,000千円
周南工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(計装設備工事)	令和8年度から令和9年度まで	12,100千円
周南工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(電気機器及び計装設備工事)	令和8年度から令和9年度まで	55,000千円
富田夜市川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(計装設備工事)	令和8年度から令和9年度まで	66,000千円
富田夜市川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。	令和8年度から令和10年度まで	66,000千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(送水管布設工事1工区)	令和8年度から令和9年度まで	171,000千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(送水管布設工事2工区)	令和8年度から令和9年度まで	140,000千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(計装設備工事1工区)	令和8年度から令和9年度まで	20,000千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(計装設備工事2工区)	令和8年度から令和9年度まで	10,488千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(設計委託1工区)	令和8年度から令和9年度まで	50,000千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(設計委託2工区)	令和8年度から令和9年度まで	30,000千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(設計委託3工区)	令和8年度から令和9年度まで	24,000千円

佐波川工業用水道修繕事業の年度を越えること。一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	4,000千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(計装設備工事1工区)	令和8年度から令和9年度まで	60,018千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(計装設備工事2工区)	令和8年度から令和9年度まで	12,036千円
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(計装設備工事1工区)	令和8年度から令和9年度まで	2,341千円
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(計装設備工事2工区)	令和8年度から令和10年度まで	656,655千円
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(計装設備工事3工区)	令和8年度から令和9年度まで	18,376千円
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(電気機器及び計装設備工事)	令和8年度から令和9年度まで	59,400千円
厚狭川工業用水道修繕事業の年度を越えること。一括契約すること。(1工区)	令和8年度から令和9年度まで	57,736千円
厚狭川工業用水道修繕事業の年度を越えること。一括契約すること。(2工区)	令和8年度から令和9年度まで	35,728千円
木屋川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(送水管二条化工事)	令和8年度から令和9年度まで	300,000千円
木屋川工業用水道改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(電気機器及び計装設備工事)	令和8年度から令和10年度まで	682,000千円
西宮利水事務所計装設備事業の年度を越えること。一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	145,690千円
監視制御システム再構築等の年度を越えること。一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	35,000千円

(企業債)
 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 125,000	証券借入又は証券発行	年6.0%以内利率ただし方式率見直し	30年以内に毎年元利均等又は元金均等年賦又は半年賦により償還するものとする。特別のものただし先と協議して定める条件による。
周南工業用水道改良資金	123,000			
富田夜市川工業用水道改良資金	19,000			
佐波川工業用水道改良資金	381,000			
厚東川工業用水道改良資金	196,000			
厚狭川工業用水道改良資金	335,000			
木屋川工業用水道改良資金	191,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 767,298千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和8年度流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度山口県の流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町村数	5市町		
(2) 年間総処理水量	8,276,130m ³		
(3) 1日平均処理水量	22,674m ³		
(4) 主要な建設改良事業	周南流域下水道整備事業費 田布施川流域下水道整備事業費		
	1,326,450千円 441,006千円		
(収益的収入及び支出)			
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。			
第1款 流域下水道事業収益	収入		
第1項 営業収益	1,993,540千円		
第2項 営業外収益	959,568千円		
	1,033,972千円		
第2款 流域下水道事業費用	支出		
第1項 営業費用	1,993,540千円		
第2項 営業外費用	1,947,469千円		
	46,071千円		
(資本的収入及び支出)			
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。			
第3款 資本的収入	収入		
第1項 企業債	2,052,271千円		
第2項 国庫支出金	651,600千円		
第3項 負担金	606,256千円		
	794,415千円		
第4款 資本的支出	支出		
第1項 建設改良費	2,052,271千円		
第2項 固定資産購入費	1,764,192千円		
第3項 償還金	15,988千円		
	272,091千円		
(債務負担行為)			
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。			
事 項	期 間	限 度	額
周南流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から	1,300,000千円	

(電気設備工事) 周南流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約(電気設備工事)	令和9年度まで			
田布施川流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約(電気設備及び機械設備工事)	令和8年度から令和10年度まで	1,040,000千円		
	令和8年度から令和9年度まで	480,000千円		

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	千円 657,600	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率の見直しを行う場合、当該見直し後の利率に直して見直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のものであるが、特別の定めがある条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、840,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

流域下水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 43,242千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業費用のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,710千円である。

(二二五) 令和七年度山口県補正予算の要領の公表

令和八年三月山口県議会定例会及び議決された令和七年度山口県補正予算の要領は次のとおりである。

令和八年三月三十一日

山口県長 岸 隆 昭

令和七年度山口県一般会計補正予算(第6号)

令和七年度山口県の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ27,227,004千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ760,391,763千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	目	項	補正額	補正前の額	計
1	県	税	3,280,821	193,846,912	197,127,733
		1 県民税	3,237,215	55,706,525	58,943,740
		2 事業税	△1,462,466	46,359,886	44,897,420
		3 地方消費税	1,478,000	55,967,000	57,445,000
		4 不動産取得税	187,378	2,793,248	2,980,626
		5 県たばこ税	△32,000	1,482,000	1,450,000
		6 ゴルフ場利用税	22,000	423,000	445,000
		8 軽油引取税	△132,999	12,235,035	12,102,036

2 地方消費税清算金	9 自動車税	△5,307	18,697,218	18,691,911	2 国庫補助金	△9,019,288	69,170,497	60,151,209
	10 飲区税	△1,000	8,000	7,000	3 委託金	△350,436	3,956,334	3,605,898
	17 産業廃棄物税	△10,000	165,000	155,000	1 財産運用収入	800,708	1,066,476	1,867,184
		6,473,000	69,238,000	75,711,000	2 財産売却収入	896,157	604,561	1,500,718
3 地方譲与税	1 地方消費税清算金	6,473,000	69,238,000	75,711,000	1 寄付金	△95,449	461,915	366,466
	1 特別法人事業譲与税	2,389,824	30,069,000	32,458,824	2 寄付金	△46,633	353,161	306,528
	2 地方揮発油譲与税	2,583,824	27,316,000	29,899,824	1 特別会計繰入金	△5,924,397	32,976,873	27,052,476
	3 石油ガス譲与税	△178,000	2,335,000	2,157,000	2 基金繰入金	△942,047	4,943,566	4,001,519
	5 航空機燃料譲与税	△5,000	63,000	58,000	1 繰越金	△4,982,350	28,033,307	23,050,957
	9 自動車重量譲与税	△3,000	27,000	24,000	2 基金繰入金	7,354,702	5,317,775	12,672,477
	10 森林環境譲与税	△2,000	203,000	201,000	1 繰越金	7,354,702	5,317,775	12,672,477
4 地方特例交付金	1 地方特例交付金	△6,000	125,000	119,000	1 貸付金元利収入	△19,138,128	87,896,534	68,758,406
	1 地方交付税	27,183	784,000	811,183	2 受託事業収入	△19,467,030	83,366,077	63,899,047
5 地方交付税	1 地方交付税	8,559,000	180,300,000	188,859,000	2 受託事業収入	△215,192	879,064	663,872
6 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	8,559,000	180,300,000	188,859,000	3 延滞金、加算金及び過料等	△26,745	141,478	114,733
	1 交通安全対策特別交付金	△14,401	242,000	227,599	4 預金利息	39,265	23,730	62,995
		△14,401	242,000	227,599	6 雑収入	531,574	3,486,185	4,017,759
7 分担金及び負担金	1 分担金	26,549	514,496	541,045	1 果債	△18,215,000	63,486,600	45,271,600
	2 負担金	△596,793	4,180,121	3,583,328	1 果債	△18,215,000	63,486,600	45,271,600
8 使用料及び手数料	1 使用料	△97,436	6,529,989	6,432,553	1 果債	△27,227,004	787,618,767	760,391,763
	2 手数料	△61,936	1,816,691	1,754,755	補正額	△16,558	1,498,554	1,481,996
9 国庫支出金	1 国庫負担金	△12,044,067	109,000,139	96,956,072	1 議費	△16,558	1,498,554	1,481,996
		△2,674,343	35,873,308	33,198,965	1 総務管理費	13,001,831	49,899,699	62,901,530
					2 企画調整費	14,886,021	20,115,156	35,001,177
					3 徴収費	△1,196,608	13,613,668	12,417,060
					4 市町村振興費	△174,307	6,218,799	6,044,492
					5 選挙費	△292,629	1,216,048	923,419
					6 防災費	△33,678	2,671,136	2,637,458
						△115,928	4,483,746	4,367,818

7 エルメック利用
税交付金 19,000 297,000 316,000

10 環境性能割交付金 29,000 703,000 732,000

合計 $\Delta 27,227,004$ 787,618,767 760,391,763

歳出 継続費補正 (単位 千円)

第2表 変更

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年度割額	総額	年度割額
8 土木費	3 河川海岸費	深山川総合開発事業費	21,252,000	7	21,252,000	7
			8	919,000	820,000	820,000
			9	800,000	800,000	800,000
			10	220,000	220,000	220,000
			11	250,000	250,000	250,000
			12	250,000	250,000	250,000
			13	300,000	300,000	300,000
			14	494,912	494,912	494,912
			15	198,000	198,000	198,000
			16	280,382	280,382	280,382
			17	327,028	327,028	327,028
			18	225,000	225,000	225,000
			19	270,000	270,000	270,000
			20	300,000	300,000	300,000

21	290,000	290,000
22	147,429	147,429
23	146,700	146,700
24	325,000	325,000
25	300,000	300,000
26	270,000	270,000
27	163,000	163,000
28	304,000	304,000
29	163,000	163,000
30	163,000	163,000
元	463,000	463,000
2	367,000	367,000
3	390,000	390,000
4	920,000	920,000
5	891,208	891,208
6	1,017,000	1,017,000
7	978,000	1,225,000
8	2,701,000	955,000
9	2,733,000	2,733,000
10	1,491,000	1,491,000

第 3 表 繰 越 明 許 費
1 追 加

(単位 千円)

款	項	事	項	金 額	
		11	1,374,341	11	2,873,341
2 総務費	2 企画調整費	国土調査事業費 情報化推進費		147,855 16,697	
3 民生費	6 防災費	防災体制整備拡充費 社会福祉行政指導費 身体障害者福祉法等施行事務費 障害者自立支援対策費 介護保険対策費 地域福祉活動推進費 福祉へのパワーカー対策費		33,660 23,977 641,132 450,353 4,210,185 7,000 6,427	
4 衛生費	4 児童福祉費	児童心理治療施設整備費 生活保護法施行事務費 生活保護扶助費		25,881 15,500 62,997	
	1 公衆衛生費	口腔衛生事業推進費 産業廃棄物処理対策費 鳥獣保護費		80,532 14,700 6,475	
	8 医薬費	医療関係法施行事務費 へき地医療対策費 救急休日夜間医療対策費 医療施設等設備整備費補助		712,999 19,360 448,150 661,652	
	10 病院費	県立病院機構管理指導費		271,881	
5 労働費	2 職業能力開発費	職業能力開発校費		4,889	
6 農林水産業費	1 農業費	地域農業振興対策費 単県農山漁村整備事業費 水田農業経営確立対策費 農林総合技術センター運営費 基地障害防止対策事業費 県営中山間地域総合整備事業費 基盤整備促進事業費 ふるさと農道緊急整備事業費 団体営農地防災事業費 国営農地再編整備事業負担金 林産物振興事業費 優良種苗確保事業費 造林推進事業費 広域基幹林道開設事業費 小規模治山事業費 保安林整備管理費 地域水産物供給基盤整備事業費 水産資源環境整備事業費 漁村づくり総合整備事業費 単独漁港建設改良事業費 道路交通情勢調査費 単独道路舗装費 単独道路災害防除費		19,721 61,582 449,808 128,167 48,599 116,640 21,285 52,000 84,811 198,145 90,637 6,540 297,333 145,217 16,158 14,997 35,220 53,154 102,203 7,835 1,705 702,742 251,198	

3	河川海岸費	単独路側整備事業費 単独橋りょう補修費 河川維持管理運営費 都市基盤河川改修事業費 侵食対策事業費 自然災害防止事業費 砂防等維持管理運営費 砂防受託事業費	560,033 265,738 168,209 15,500 103,822 20,575 96,498 8,602	4	港湾費	港湾維持管理運営費 単独海岸事業費 空港維持管理費 空港建設事業費 単独都市計画街路整備事業費 過疎地域下水道代行事業費	390,000 11,061 70,556 132,210 302,844 370,024	9	警察費	住宅費 警察管理費 警察活動費 警察活動費 特別支援学校費 社会教育費	6 1 2 4 7 8	5 6 7 8 9 10	住生活総合調査費 一般管理費 周南警察署建設費 交通事故防止施設総合整備事業費 大規模改造事業費 施設整備費 青少年健全育成施設整備費 博物館運営費 県立大学整備費 農地災害復旧事業費	5 6 7 8 9 10	5.214 25,939 207,193 39,676 332,874 183,917 14,343 26,460 5,936 409,000	10	災害復旧費	農地災害復旧事業費	10	409,000
2 変更		2 土木施設災害復旧費	林道災害復旧事業費 土木過年度災害復旧事業費 土木現年度災害復旧事業費 災害復旧事業調査設計費	23,954 2,799 30,909 11,373	2 総務費	庁舎等維持管理費 高圧ガス保安法等施行事務費 県管かんがい排水改良事業費 広域営農田地農道整備事業費 経営体育成基盤整備事業費 農業集落排水事業費 団体営土地改良費 県営老朽ため池整備事業費 地すべり対策事業費 県営海岸保全施設整備事業費 潜水防除事業費 民有林森林計画事業費 造林事業費 普通林道開設事業費 一般治山事業費 地域水産物供給基盤整備事業費	398,566 502,000 21,810 16,583 2,737,259 153,330 51,374 981,594 64,784 74,440 257,534 92,901 158,400 15,625 555,678 185,600	6 3 4	総務管理費 防災費 農地費 林業費 水産業費	6 3 4 5	6 3 4 5	高圧ガス保安法等施行事務費 県管かんがい排水改良事業費 広域営農田地農道整備事業費 経営体育成基盤整備事業費 農業集落排水事業費 団体営土地改良費 県営老朽ため池整備事業費 地すべり対策事業費 県営海岸保全施設整備事業費 潜水防除事業費 民有林森林計画事業費 造林事業費 普通林道開設事業費 一般治山事業費 地域水産物供給基盤整備事業費	6 3 4 5	502,000 21,810 16,583 2,737,259 153,330 51,374 981,594 64,784 74,440 257,534 92,901 158,400 15,625 555,678 185,600	1,276,763 497,367 580,427 91,233 4,647,199 107,290 82,387 1,428,893 57,473 202,740 345,834 301,556 449,452 18,910 1,008,032 217,632					
合計		計	14,513,258																	

単独砂防改良費	4,876	127,113
自然災害防止事業費	83,005	385,802
港湾改修費	62,280	361,580
港湾既存施設有効活用促進事業費	344,280	238,384
港湾環境整備事業費	42,752	19,151
単独港湾改修費	119,000	220,689
海岸防災事業費	761,771	1,503,512
都市計画街路整備事業費	157,460	248,334
都市公園整備事業費	270,190	448,557
単独都市公園整備事業費	42,000	465,430
公営住宅建設費	146,504	606,332
校舎改築費	32,868	903,348
施設改造費	49,459	235,325
土木過年補助災害復旧事業費	141,955	616,539
土木現年補助災害復旧事業費	849,729	750,787
計	25,272,483	48,228,111

第4表 債務負担行為補正
変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
1 経営安定支援資金(経営改善・再生支援資金)に係る山口市信用保証協会に対する損失補償	令和7年度から令和22年度まで	山口市信用保証協会が令和7年度に10,000,000千円を限度として経営安定支援資金(経営改善)に係る債務保証に限り受ける損	令和7年度から令和22年度まで	山口市信用保証協会が令和7年度に12,000,000千円を限度として経営安定支援資金(経営改善)に係る債務保証に限り受ける損

漁業	331,175	616,372
漁港海岸保全施設整備事業費	333,257	525,554
交通安全施設整備事業費	545,958	1,130,618
単独交通安全施設整備事業費	25,794	645,719
舗装補修費	1,248,072	21,432
道路災害防除費	1,358,453	2,327,705
道路改良費	2,373,752	4,433,956
単独道路改良費	235,069	1,488,690
道路調査費	7,848	12,517
橋りょう補修費	2,158,116	5,478,754
広域河川改修費	2,165,649	2,762,034
河川情報基盤緊急整備事業費	140,000	167,736
周防高潮対策事業費	280,087	427,247
河川工作物関連緊急対策事業費	665,326	944,739
単独河川改修費	113,441	1,266,771
自然災害防止事業費	251,500	894,139
河川受託事業費	117,000	147,560
高潮対策事業費	118,154	396,868
ダム建設実施調査費	288,100	700,400
堰堤改良事業費	1,007,769	1,409,802
堰堤修繕事業費	282,250	423,579
通常砂防事業費	893,746	2,145,848
地すべり対策事業費	328,222	497,899
急傾斜地崩壊対策事業費	628,138	918,101

失の70/100に相当する額 | 失の70/100に相当する額

第5表 地方債補正 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
情報化推進事業	89,800	証券借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
私立高校等施設整備事業	6,800		ただし、利率の見直しを行うに当たっては、借入先との協定による。	特別のもの
土木現年直轄災害復旧事業負担金	61,100		年8.0%以内	元金均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
計	157,700			

2 変更

起債の目的	補		正		補		正		後
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
庁舎等維持管理事業	1,120,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内	1,095,600	証券借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内	
合同庁舎等管理事業	255,000				250,200				
防災体制整備拡充事業	900,000				918,200				
救済術館・浦上記念館運営事業	220,000				220,400				
下関武道館管理事業	84,000				41,900				
スポーツ交流村管理事業	30,000				25,700				
政策企画推進事業	54,000				54,400				
消防学校運営事業	71,000				56,800				
社会福祉行政指導事業	41,000				7,700				
児童福祉施設整備事業	195,000				48,000				
災害援護資金貸付金	66,000				0				

環境推進事業	122,000	100,400
県管かんがい排水改良事業	235,500	227,100
広域営農団地農道整備事業	73,000	65,700
基幹農道整備事業	55,000	57,900
経営体育成基盤整備事業	2,064,400	1,912,000
県管中山間地域総合整備事業	66,000	58,600
団体営土地改良事業	8,800	10,300
基盤整備促進事業	3,000	3,700
県管農村振興総合整備事業	5,000	4,500
ふるさと農道緊急整備事業	89,000	89,100
県管老朽ため池整備事業	773,300	628,100
団体営農地防災事業	12,000	13,700
地すべり対策事業(農林)	70,700	30,800
県管海岸保全施設整備事業	125,400	111,200
治水防除事業	181,800	161,600
国営農地再編整備事業負担金	315,200	276,400
広域基幹林道開設事業	85,000	75,200
ふるさと林道緊急整備事業	78,000	78,500
一般治山事業	1,082,500	940,000
保安林改良事業	24,000	24,800
保全林整備事業	15,600	15,000
林地荒廃防止事業	10,000	13,500
小規模治山事業	35,000	36,700
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	215,500	207,500

山 口 県 報

港湾既存施設有効活用促進事業	397,400	120,900
港湾環境整備事業	39,000	25,200
港湾直轄事業負担金	2,284,500	1,820,500
単独港湾改修事業	59,000	0
海岸防災事業	866,800	704,300
都市計画街路整備事業	441,700	252,200
単独都市計画街路整備事業	499,000	407,900
都市公園整備事業	343,700	235,000
単独都市公園整備事業	271,000	360,700
公営住宅建設事業	512,000	491,200
過疎地域下水道代行事業	180,000	126,900
防府警察署建設事業	6,000	6,700
周南警察署建設事業	142,000	142,500
駐在所等改築事業	103,000	86,300
管繕事業	10,000	8,600
交通指導取締事業	2,000	2,100
交通事故防止施設総合整備事業	326,000	321,400
一般管理事業	406,000	335,700
校舎改築事業	1,183,000	99,200
大規模改築事業	495,000	0
施設改築事業	124,000	124,100
財産管理事業	2,822,000	2,822,200
実験実習事業(全日制)	32,000	0
図書館運営事業	136,000	136,700

青少年健全育成施設整備事業	136,000	124,300
博物館運営事業	42,000	42,600
教育研究所管理運営事業	46,000	46,700
教育庁運営事業	38,000	21,800
施設整備事業	212,000	186,700
実験実習事業(特別支援)	9,000	0
土木過年補助災害復旧事業	320,000	321,000
土木現年補助災害復旧事業	1,708,000	318,100
土木現年単独災害復旧事業	120,000	175,500
補助港湾災害復旧事業	124,000	0
県立学校施設災害復旧事業	60,000	10,000
治山施設災害復旧事業	2,000	0
県有施設災害復旧事業	100,000	0
計	62,117,200	43,744,500

令和7年度中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)

令和7年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ244,945千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252,435千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款 入 項 補 正 額 補正前の額 計

2繰入金		△95,795	144,446	48,651
3繰越金	1他会計繰入金	△95,795	144,446	48,651
4諸収入	1繰越金	783	7,233	8,016
	1貸付金元利収入	△87,807	270,701	182,894
5県債	2雑入	△13,258	18,258	5,000
	1県債	△62,126	75,000	12,874
	合計	△244,945	497,380	252,435
1中小企業近代化資金	項	補正額	補正前の額	計
	1中小企業設備近代化資金	△182,535	379,009	196,474
	2中小企業高度化資金	△62,410	118,371	55,961
	合計	△244,945	497,380	252,435

第2表 地方債補正 (単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法 利率 償還の方法	限度額	起債の方法 利率 償還の方法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府貸付以内 8.0% 国の定める方法による。	12,874	政府貸付以内 8.0% 国の定める方法による。

令和7年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第2号)

令和7年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,432千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ325,305千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正	歳入	項	補正額	補正前の額	計
	2使用料及び手数料	1使用料	△85	84,160	84,075
	5繰入金	1他会計繰入金	1,298	139,302	140,600
	6繰越金	1繰越金	3,951	1	3,952
	7諸収入	1延滞入金	2,268	84,014	86,282
		3雑入	△1	1	0
	合計	合計	2,269	84,013	86,282
	歳入	合計	7,432	317,873	325,305
	歳出	合計	7,432	317,873	325,305
	合計	合計	7,432	317,873	325,305

令和7年度林業・木材産業改善資金特別会計補正予算 (第1号)

令和7年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ117,378千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,634千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正	歳入	項	補正額	補正前の額	計
	3繰越金	合計	△117,501	122,011	4,510

4 諸 収 入	1 繰 越 金	△117,501	122,011	4,510
	1 貸付金元利収 入	123	1,001	1,124
		123	1,000	1,123
歳 入 出	合 計	△117,378	123,012	5,634
歳 入 出	補 正 額			
歳 入 出	補正前の額			
1 林業・木材産業 改善資金	1 林業・木材産 業改善資金	△117,378	123,012	5,634
		△117,378	123,012	5,634
歳 出	合 計	△117,378	123,012	5,634

令和7年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和7年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ97,298千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,093千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

3 繰 越 金	項 目	補 正 額	補正前の額	計
	1 繰 越 金	△95,623	98,614	2,991
4 諸 収 入	1 貸付金元利収 入	△1,675	2,777	1,102
		△1,675	2,777	1,102
歳 入 出	合 計	△97,298	101,391	4,093
歳 入 出	補 正 額			
歳 入 出	補正前の額			
1 沿岸漁業改善資 金	1 沿岸漁業改善 資金	△97,298	101,391	4,093
		△97,298	101,391	4,093

歳 出 合 計 △97,298 101,391 4,093

令和7年度当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ691,201千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,025,126千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

1 事 業 収 入	項 目	補 正 額	補正前の額	計
	1 事 業 収 入	△757,563	3,714,984	2,957,421
		△757,563	3,714,984	2,957,421
3 繰 越 金	1 繰 越 金	66,362	1	66,363
		66,362	1	66,363
歳 入 出	合 計	△691,201	3,716,327	3,025,126
歳 入 出	補 正 額			
歳 入 出	補正前の額			
1 当せん金付証券 発売事業費	1 当せん金付証券 発売事業費	△691,201	3,716,327	3,025,126
		△691,201	3,716,327	3,025,126
歳 出	合 計	△691,201	3,716,327	3,025,126

令和7年度収入証紙特別会計補正予算(第1号)

令和7年度山口県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41,567千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,616,111千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

(号 外-32)

款	項	補正額	補正前の額	計	
1 証紙収入	1 証紙収入	△146,553	3,574,543	3,427,990	
2 繰越金	1 繰越金	188,120	1	188,121	
	合計	41,567	3,574,544	3,616,111	
歳入					
歳出					
款	項	補正額	補正前の額	計	
1 繰越金	1 繰越金	41,567	3,574,544	3,616,111	
歳	合計	41,567	3,574,544	3,616,111	
令和7年度土地取得事業特別会計補正予算(第1号)					
令和7年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。					
(歳入歳出予算の補正)					
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ264,436千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,982千円とする。					
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。					
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)					
歳	款	項	補正額	補正前の額	計
1 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	△273,272	274,417	1,145	
		△4	754	750	
	2 財 産 売 払 収 入	△273,268	273,663	395	
4 繰 越 金	1 繰 越 金	8,836	1	8,837	
	合計	△264,436	274,418	9,982	
歳 入					
歳 出					
款	項	補 正 額	補正前の額	計	
1 土地取得事業費	3 産業団地管理費	△264,436	274,418	9,982	
		△264,805	264,824	19	

令和8年3月31日 火曜日

報 告 書

歳	款	項	補正額	補正前の額	計
1 繰 入 金	1 他会計繰入金	△238,733	84,439,668	84,200,935	
歳 入	合計	△238,733	84,439,668	84,200,935	
歳 出					
款	項	補 正 額	補正前の額	計	
1 公 債 費	1 公 債 費	△238,733	110,703,624	110,464,891	
歳 出	合計	△238,733	110,703,624	110,464,891	
令和7年度港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)					
令和7年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。					
(歳入歳出予算の補正)					
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ55,065千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,235,258千円とする。					
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。					
(繰越明許費)					
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。					

3 県 債									
歳 入	1 県 債	△272,600	2,193,700	1,921,100					
歳 出	合 計	△273,683	2,193,700	1,921,100					
款	項	補 正 額	補正前の額	計					
1 県立病院機構費	1 県立病院機構費	△273,683	3,397,691	3,124,008					
歳 出	合 計	△273,683	3,397,691	3,124,008					
第2表 地方債補正									
歳 出	合 計	△273,683	3,397,691	3,124,008					

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	補 限度額	起債の方法 利率	補 限度額	起債の方法 利率
県立病院機構貸付金	2,193,700	年8.0%以内 たただし、見直し 方式で、見直し後 は、直し率による。	1,921,100	年8.0%以内 たただし、見直し 方式で、見直し後 は、直し率による。

令和7年度就業支援資金特別会計補正予算(第1号)

令和7年度山口県の就業支援資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算の補正)
- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,427千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,043千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(単位 千円)

款	項	補 正 額	補正前の額	計
2 繰 入 金	1 他会計繰入金	△335	363	28
3 繰 越 金	1 繰 越 金	△355	6,801	6,446
4 諸 収 入	1 貸付金元利収 入	△737	8,306	7,569
歳 入	2 雑 入	49	1	50
歳 出	合 計	△1,427	15,470	14,043
款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 就業支援資金	1 就業支援資金	△1,427	15,470	14,043
歳 出	合 計	△1,427	15,470	14,043

令和7年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和7年度山口県の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算の補正)
- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ665,579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132,855,543千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(単位 千円)

款	項	補 正 額	補正前の額	計
2 国 庫 支 出 金	1 国庫負担金	902,423	33,144,757	34,047,180
	2 国庫補助金	541,854	21,438,370	21,980,224
4 前期高齢者交付金	2 前期高齢者交 付金	360,569	11,706,387	12,066,956
	1 前期高齢者交 付金	△38,540	55,544,179	55,505,639
5 共同事業交付金		△38,540	55,544,179	55,505,639
		△13,211	319,422	306,211

1 産業団地整備 事業費	△312,758	313,704	946
計	△312,758	313,704	946

(単位 千円)

起債の目的	前		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
産業団地整備事業	294,000	証書借入 又は 証券発行	0	証書借入 又は 証券発行
	8.0%以内	年8.0%以内 の利率で 借り入れ する。貸 付金に ついて は、当 後直 つた た後 にお いて は、直 接利 率に よる。	8.0%以内	年8.0%以内 の利率で 借り入れ する。貸 付金に ついて は、当 後直 つた た後 にお いて は、直 接利 率に よる。
	一括10年以内	満期一括10年以内 の償還 条件に よる。	一括10年以内	満期一括10年以内 の償還 条件に よる。

令和7年度電気事業会計補正予算(第2号)

(総則)
第1条 令和7年度山口県の電気事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の定量)

第2条 令和7年度電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「161,579,000KWH」を「145,623,000KWH」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 電気事業収益	△222,183千円	2,608,485千円	2,386,302千円
第1項 営業収益	△218,017千円	2,558,302千円	2,340,285千円
第2項 附帯事業収益	△15,534千円	25,431千円	9,897千円
第3項 財務収益	12,397千円	8,253千円	20,650千円
第4項 事業外収益	△1,029千円	16,496千円	15,467千円

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第2款 電気事業費用	△202,162千円	2,493,917千円	2,291,755千円
第1項 営業費用	△181,296千円	2,402,546千円	2,221,250千円
第2項 附帯事業費用	△240千円	21,797千円	21,557千円
第4項 事業外費用	△20,626千円	66,455千円	45,829千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額382,121千円は、過年度分損益勘定留保資金335,787千円、減債積立金11,482千円及び当年度資本的収支調整額34,852千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額581,648千円は、過年度分損益勘定留保資金505,555千円、減債積立金11,482千円及び当年度資本的収支調整額64,611千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	△3,024千円	17,711千円	14,687千円
第3項 資本剰余金	△3,024千円	15,911千円	12,887千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中「職員給与費445,946千円」を「職員給与費417,281千円」に改める。

令和7年度工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和7年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の定量)

第2条 令和7年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「572,473,300m³」を「568,816,800m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

報 告 口 占

科 目	収 入	既決予定額	計
第1款 工業用水道事業収益	△133,141千円	7,445,199千円	7,312,058千円
第1項 営業収益	△74,704千円	6,807,322千円	6,732,618千円
第2項 営業外収益	△58,437千円	637,874千円	579,437千円
支 出			
補正予定額		既決予定額	計
第2款 工業用水道事業費用	222,026千円	6,602,523千円	6,824,549千円
第1項 営業費用	△68,200千円	6,432,713千円	6,364,513千円
第2項 営業外費用	290,226千円	159,807千円	450,033千円

(資本的収入及び支出)
 第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,474,492千円は、過年度分損益勘定留保資金4,010,785千円及び当年度資本的収支調整額463,707千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,229,684千円は、過年度分損益勘定留保資金3,280,329千円、減債積立金854,894千円及び当年度資本的収支調整額94,461千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入	既決予定額	計
第3款 資本的収入	11,837千円	2,090,742千円	2,102,579千円
第1項 企業業債	△1,087,300千円	1,570,000千円	482,700千円
第4項 資本剰余金	1,070,068千円	283,066千円	1,353,134千円
第6項 雑収入	29,069千円	237,675千円	266,744千円
支 出			
補正予定額		既決予定額	計
第4款 資本的支出	△232,971千円	6,565,234千円	6,332,263千円
第2項 改良費	△229,835千円	5,401,470千円	5,171,635千円
第4項 償還金	△3,136千円	1,122,442千円	1,119,306千円

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正		補 正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法

千円	千円	千円	千円
250,000	76,900	76,900	76,900
90,000	27,700	27,700	27,700
200,000	61,500	61,500	61,500
520,000	159,800	159,800	159,800
130,000	40,000	40,000	40,000
380,000	116,800	116,800	116,800

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
 第6条 予算第9条中「職員給与費752,348千円」を「職員給与費769,381千円」に改める。

令和7年度流域下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)
 第1条 令和7年度山口県の流域下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
 (業務の予定量)
 第2条 令和7年度流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第2号中「15,406,581㎡」を「10,851,501㎡」に改め、同条第3号中「42,210㎡」を「29,730㎡」に改める。
 (収益的収入及び支出)
 第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入	既決予定額	計
第1款 流域下水道事業収益	△338,722千円	2,112,041千円	1,773,319千円
第1項 営業収益	△349,472千円	1,140,964千円	791,492千円
第2項 営業外収益	10,750千円	971,077千円	981,827千円
支 出			
補正予定額		既決予定額	計
第2款 流域下水道事業費用	△338,722千円	2,112,041千円	1,773,319千円
第1項 営業費用	△309,472千円	2,067,677千円	1,758,205千円

